

新潟県条例第6号

新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

新潟県地方警察職員定員条例（昭和29年新潟県条例第24号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前												
<p>（職員の定員）</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>警 察 官</td> <td style="text-align: right;"><u>4,151人</u></td> </tr> <tr> <td>警察官以外の職員</td> <td style="text-align: right;">638人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;"><u>4,789人</u></td> </tr> </table> <p>2 前項の警察官の定員のうち、警視については133人、警部については285人、警部補（巡査部長を含む。）については<u>2,450人</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 （略）</p> <p>（定員の特例）</p> <p>11 <u>令和8年4月1日</u>から<u>令和9年3月31日</u>までの間は、警察官の定員は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める人員に<u>9人</u>を加えた人員とする。</p> <p>12 （略）</p>	警 察 官	<u>4,151人</u>	警察官以外の職員	638人	合 計	<u>4,789人</u>	<p>（職員の定員）</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>警 察 官</td> <td style="text-align: right;"><u>4,141人</u></td> </tr> <tr> <td>警察官以外の職員</td> <td style="text-align: right;">638人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;"><u>4,779人</u></td> </tr> </table> <p>2 前項の警察官の定員のうち、警視については133人、警部については285人、警部補（巡査部長を含む。）については<u>2,443人</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～10 （略）</p> <p>（定員の特例）</p> <p>11 <u>令和6年4月1日</u>から<u>令和7年3月31日</u>までの間は、警察官の定員は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める人員に<u>22人</u>を加えた人員とする。</p> <p>12 （略）</p>	警 察 官	<u>4,141人</u>	警察官以外の職員	638人	合 計	<u>4,779人</u>
警 察 官	<u>4,151人</u>												
警察官以外の職員	638人												
合 計	<u>4,789人</u>												
警 察 官	<u>4,141人</u>												
警察官以外の職員	638人												
合 計	<u>4,779人</u>												

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。